

総務文教委員会記録

1 日 時 令和4年9月22日（木曜日）

開 会	午前 9時57分
休 憩	午前10時05分
再 開	午前10時30分
休 憩	午前11時47分
再 開	午後 1時21分
休 憩	午後 1時58分
再 開	午後 3時17分
休 憩	午後 3時53分
再 開	午後 4時34分
閉 会	午後 4時40分

2 場 所 第 1 委 員 会 室

3 出席委員 9人

副委員長	田 辺 裕 三
委 員	金 岡 貴 裕
//	松 尾 茂
//	尾 上 一 彦
//	鋪 田 博 紀
//	村 石 篤

委 員	高 田 重 信
//	赤 星 ゆかり
//	柞 山 数 男

4 欠席委員

1人

委員長	松 井 邦 人
-----	---------

5 説明のために出席した者

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	岸	重臣
事務局次長	桜井	光王

【企画管理部】

部長	前田	一士
法務指導監	福島	武司
部次長	清水	裕樹
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	関谷	雄一
ガラス美術館長	土田	ルリ子
情報企画監	小倉	康男
参事（政策秘書担当）	野嶽	誠司
参事（公文書館担当）	澤	昌芳
企画調整課長	高橋	洋
行政経営課長	岸	聡之
文書法務課長	本多	寛明
職員課長	竹内	孝
秘書課長	植野	聡希
広報課長	栗山	朋子
情報システム課長	佐伯	誠司
文化国際課長	豊島	栄治
スマートシティ推進課長	越村	真
ガラス美術館次長	水原	秀樹
職員研修所長	中川	美智留
公文書館長	木下	満
婦中ふれあい館長	有岡	昌徳
富山外国語専門学校事務長	横越	純
富山ガラス造形研究所事務長	佐伯	緑子
企画調整課主幹（調整担当）	山口	敬

【防災危機管理部】

部長	中村 敏之
部次長	荒井 敦志
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	渡辺 正信
参事（生活交通安全課長）	小善 誠
防災危機管理課長	青山 哲也
防災危機管理課主幹（調整担当）	開田 直人

【教育委員会】

事務局長	砂田 友和
理事（図書館長）	梅沢 宗仁
事務局次長（総務・社会教育担当）	古西 達也
事務局次長（学校教育担当）	竹脇 孝志
科学博物館長	水高 清志
民俗民芸村管理センター村長	若木 佳之
参事（大沢野生涯学習センター所長）	中村 忠成
教育総務課長	本郷 由佳
学校再編推進課長	山口 雅之
学校施設課長	高瀬 雅基
学校教育課長	川端 紀代美
学校保健課長	宮前 仁
生涯学習課長	高橋 祐子
大沢野教育行政センター所長	片山 尚之
大山教育行政センター所長（大山歴史民俗資料館長）	島崎 幸仁
八尾教育行政センター所長（八尾化石資料館長）	山田 学
婦中教育行政センター所長	加藤 孝一
教育センター所長	河原 弘幸
郷土博物館長	坂森 幹浩
市民学習センター次長	寺島 優子
埋蔵文化財センター主幹学芸員	鹿島 昌也
教育総務課主幹（調整担当）	大島 聡

【財務部】

部長	牧田 栄一
部次長	刑部 博規
部次長（税務担当）	片山 建
税務事務所長	久郷 元幸
参事（資産活用担当）	若松 潤
参事（納税課長）	追分 禎一郎
参事（債権管理対策課長）	加藤 康博
参事（用地課長）	守山 裕一
財政課長	中山 武史
管財課長	高波 宏明
契約課長	開発 則幸
工事検査課長	坂井 義隆
市民税課長	高場 英人
資産税課長	小川 徹雄
税務事務所税務課長	瀬川 智行
財政課主幹（調整担当）	温井 信之

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課主任	竹之内 慧
議事調査課会計年度任用職員	佐伯 瞳

7 会議の概要

副委員長 委員長が都合により出席できませんので、富山市議会委員会条例第7条第1項の規定により、私が代わって議事を進めさせていただきます。

ただいまから、令和4年9月定例会の総務文教委員会を開会いたします。

審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、高田委員、赤星委員を指名いたします。

各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。

なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけをお願いいたします。

また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

なお、マスクで声が聞き取りにくいことから、発言する際ははっきりと大きな声をお願いいたします。

これより、選挙管理委員会事務局所管分の議案の審査を行います。

議案第111号 富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公

営に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第112号 富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第113号 富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

以上3件を一括議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

選挙管理委員会 [挨拶]

事務局長

選挙管理委員会 [議案説明資料により説明]

事務局次長

副委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

赤星委員 議案説明資料2ページについて、富山市のポ

スター掲示場は何か所あるのでしょうか。

選挙管理委員会 現在529か所でございます。

事務局次長

赤星委員 そうしますと、（２）改正内容のイに該当するということによろしいですか。

選挙管理委員会 そのとおりでございます。
事務局次長

赤星委員 （ア）は現在の富山市のポスター掲示場の数では該当しないものですが、ポスター掲示場の数が５００以下である場合は単価が５４１円３１銭で、５００を超える場合は単価が２８円３５銭と、単価が２０倍ぐらい違うのですが、これはどのように考えたらいいのでしょうか。

選挙管理委員会 衆議院議員等国政選挙のポスター作成の公営事務局次長 に係る部分の算定式をそのまま用いております。算定式そのものは、恐らく国が物価の変動などを考慮しながら、適正に算定したものだと考えております。
それぞれの単価について、国の法令改正に合わせて本市でも改正を行っている状況でございます。

副委員長 ほかにはないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第１１１号から議案第１１３

号まで、以上3件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第111号から議案第113号まで、以上3件を一括して採決いたします。各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。
以上で、選挙管理委員会事務局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、選挙管理委員会事務局所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

午前 10 時 05 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 30 分 再開

副委員長 総務文教委員会企画管理部所管分の議案の審査を行います。

議案第 107 号 富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第 108 号 富山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件、  
議案第 109 号 富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第 110 号 富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件、  
以上 4 件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

職員課長 [議案第 107 号について、  
議案第 108 号について、  
議案第 109 号について、  
議案概要書及び議案説明資料により説明]

文化国際課長 [議案第 110 号について、  
議案概要書により説明]

副委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村石委員 議案説明資料４ページの条例改正について伺います。

今、職員課長から、国家公務員を基準に医師の定年年齢について延長したと説明がありました。もう１回同じ話になるかもしれませんが、少し整理させてください。

国家公務員の場合は、離島など特殊な場所で働く医師でなければ定年は７０歳に延長されないということでしょうか。

職員課長 今回、定年の引上げに伴いまして、離島に勤務する医師につきましては、なかなか人材の確保が難しいということで、定年を引き上げる一例として国から示されているものでございます。

村石委員 本市の市民病院やまちなか病院の医師について、定年で辞めた後、新しく採用したり、もしくは大学から派遣されたりということが考えられますが、保証されているわけではないのです。

したがって、現在ある診療科で入院の診療などを安定的に行い、今後も市民に医療を提供していくためには、保健所の医師、歯科医師

と同じように定年を70歳にしておいて、辞めたい方は65歳で辞めることができるように条例を整備したほうが良いと考えますが、いかがでしょうか。

職員課長

まず国の状況ですが、改正後の国家公務員法第81条の2、第2項において、国家公務員の職員の定年は65歳とすると規定されております。

そのただし書として、今ほど申しましたような職務の特殊性や欠員補充の困難性により、65歳とすることが著しく不相当と認められる官職を占める医師及び歯科医師等の定年は、65歳から70歳までの範囲内において人事院規則で定める年齢としております。

定年の特例を定める人事院規則では、刑務所や少年刑務所、拘置所、少年院、入国者収容所、地方出入国在留管理局、国立ハンセン病療養所、地方厚生局、地方厚生支局、国の行政機関の内部部局に置かれた医療業務を担当する部署に勤務する医師等の定年は70歳にすると規定されております。

病院、診療所などにつきましては、65歳となっております。

村石委員

国の内容は分かりましたけれども、本当に地

域の医療を確保していくという点では、市民病院の医師等も定年を70歳にすべきだと思います。これは1つの考え方ですが、職種は同じであるのに定年が異なることは、不当な差別に当たると考えることもできます。

公平委員会に対して、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求がされ、審査が行われた場合には、問題ないと考えているのかお聞かせください。

職員課長

今ほどおっしゃったことは、地方公務員法第46条に規定されている措置の要求と思われませんが、本市の公平委員会に対してなされるものでありまして、要求があった場合には、公平委員会が法の趣旨に沿って適切に対応されるものと思っております。

なお、職務の責任の特殊性や欠員補充の困難性により、国の職員の定年を基準として定めることが実情に即さないと認めるときは、条例で別の定めをすることができるとされております。

加えて、本市における特例定年の改正内容につきましては、今ほど申し上げましたように国や他の地方公共団体との均衡を失しないように配慮したものでございます。

村石委員 いろいろ御説明がありました。が、実際、市民病院やまちなか病院で一生懸命働いている医師や歯科医師は、本条例の内容について理解を示していると考えてよろしいでしょうか。

職員課長 今回の医師等の定年の引上げにつきましては、近隣自治体の対応等も参考にしながら、病院事業局とも協議を重ねた結果でございます。

金岡委員 議案説明資料4ページの(2)役職定年制(管理監督職勤務上限年齢制)の導入について、「60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの間に、他の職(非管理監督職)へ降任を行うもの」と記載がありますが、役職に就いている方が年度途中で降任ということはなかなかやりづらいと思いますが、実際にあり得るのでしょうか。

職員課長 条例上、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの間に降任すると規定しておりますけれども、おっしゃるとおり、人事管理上の観点から難しいと考えておりまして、本市の運用といたしましては、定期人事異動と同様4月1日付で対応していきたいと考えております。

金岡委員 60歳に達した職員の給与が7割水準になる  
とのことですが、特例任用の場合は職  
責は変わらないと思うのですが、その場合  
でも給与水準は7割になるのでしょうか。

職員課長 特例任用につきましては7割水準とはならず、  
そのままの給与が支給される形となります。

副委員長 ほかにないようですので、これをもって議案  
の質疑を終結いたします。  
これより、議案第107号から議案第110  
号まで、以上4件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第107号から議案第110  
号まで、以上4件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。

以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、当委員会に付託されました

令和4年分陳情第12号 催事後援者として富山市を使用する手続きの見直しを求める陳情

を議題といたします。

陳情文書表は、お手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局

〔陳情文朗読〕

副委員長

次に、本陳情について、当局の見解を求めます。

行政経営課長

まず、後援名義の使用承認の可否につきましては、市が定めております事務取扱要綱に規定しているとおり、承認または不承認の対象が行事とされていることから、これまでは行事自体の趣旨、目的、内容等について承認基準に該当するのかを審査してまいりました。また、要綱では、後援とは市が当該行事の趣旨に賛同し、奨励の意を表することなどと規定しているとおり、市が当該行事の開催を肯定するものであり、直接信用を付与するもの

ではありませんが、一方で、そのように受け止められることについて否定できないものと考えております。

いずれにいたしましても、後援名義の使用承認の審査に当たりましては、行事自体の内容等についてはもとより、その主催団体が社会的に問題のある団体であるか否かを含めて審査対象とするよう、要綱の見直しを検討してまいりたいと考えております。

副委員長

それでは、本陳情についての御意見、または、ただいまの当局の説明に対する質疑はありませんか。

赤星委員

私は、この陳情をぜひ採択すべきだと思えます。

今回、旧統一教会と富山市との関わりが大きな問題になりました。

富山市及び市教育委員会が後援をした旧統一教会関係の団体の申請書類及び添付書類、承認通知書などを公文書公開請求いたしまして、手元にございます。

これまでの申請書にも添付書類として、行事の主催者の規約や会則等、行事に係る予算書なども添付することと明記してあります。

ところが、今御説明があったとおり、行事だ

けが審査対象とおっしゃいました。

そこで、私が公文書公開請求した書類などを確認しますと、例えば旧統一教会関係であることをにおわせる数多くのキーワードが、その規約に出ていたのに、誰も気づかず承認をしていたというケースもありました。

後援するということは、市が当該行事の趣旨に賛同し、奨励の意を表することとおっしゃいました。例えばネット上で確認できるもので、過去には日韓トンネル推進富山県民会議主催の行事にも後援に富山市と入っており、そういった日韓トンネルなどを富山市が賛同、奨励しているのかと誤解を招く恐れもあります。そういったものが後援されていたという事実がありますので、この陳情をされた方のお気持ちと、私の気持ちはずばり一致しています。

今、要綱を見直すとの説明もありました。私はこの陳情をされた方にお会いして、直接お話を伺いましたけれども、私と同じような思いで、この陳情を出さなければならないと思われたそうです。

ぜひ委員会として、また議会として、この陳情を採択すべきだと思います。

高田委員

この陳情については不採択にすべきだと思っ

ております。

今ほど当局から説明があったとおりでありまして、今後、旧統一教会に係る団体など問題のある団体の後援については、要綱の見直しを検討するとしっかりとっておられますし、本会議におきましても、市長が自分の立場や思い、また市全体のことを踏まえながら、市民に頭を下げ、しっかりと反省をしていると発言されております。

そういったことから、これからの当局の動きをしっかりと見極めていくべきであり、また、この陳情の願意は達成しているものと思っております。

また、企画管理部長が本会議において、過去に承認した後援についても取り消すことを検討しているとおっしゃっていますので、重ねて申し上げますが、願意は達成されているものと思っております。私は不採択にすべきだと思います。

村石委員

私は継続審査にすべきと考えています。

陳情の趣旨は誠にそのとおりです。今以上に厳密に審査を行うことを求めるという趣旨であって、今、行政経営課長から今後どうしていくのかについての答弁もありましたし、本会議でも藤井市長が答弁をしています。

これらのことがしっかりと実現されるのか、今後委員会として経過を見た上で、この陳情について考えるべきだと。私は継続審査がいいと思います。

これを不採択とするということは、何もしなくていいということになってしまい、それはやはり市民の考えとは違うものになりますので、継続審査が一番いいと思います。

柞山委員

先般の本会議の一般質問で、何人かの議員がこのことについて質問しておられました。企画管理部長が、過去に遡って後援を取り消すということまで言っておられて、今、行政経営課長からも、今までは行事の内容についてだけよければ承認してきたが、今回の事案に即して、やはり申請した団体のことも加味して審査していくと言われたわけであります。

この陳情の願意は、ここで不都合なことは全くないのであって、これまで藤井市長や企画管理部長が、今後見直すということを説明しておられるので、この陳情を継続審査とするとか、不採択にするという話がどこから出てくるのか、私は全く理解できません。まともな議論をしてほしいと思っています。

この陳情の願意は素直に認めるべきであって、これは藤井市長、企画管理部長の答弁のお

り、そういう趣旨だということであります。  
私は賛成です。

赤星委員 先ほど申し上げました富山市後援等名義使用承認申請書には、一番下に必要な添付書類が書かれております。

その中に、行事の主催者の規約、会則等を添付するよう書いてあるのですけれども、実際提出された添付書類は、これまで目を通さなかったのか、中身を読まなかったのか、ついていけばいいだけだったのか、その取扱いについて聞かせてください。

行政経営課長 後援の申請手続きにつきましては、それを担当している所管課がそれぞれ処理をしておりますが、提出された資料等については当然確認していたものと考えております。

赤星委員 もう1点、その審査に疑問があったということ、本会議でもおっしゃいましたけれども、市の事業である市長の出前トークについても後援してしまっていたということですが、これはなぜ起きたのか。

後援申請書が出されて、それを起案し、何人も判こを押しておられますけれども、市長の出前トークは市の事業だということに、どう

して誰も気づけなかったのか気になるのですが、どうしてなのでしょう。

企画管理部長 本会議でも申し上げたとおり、本来、市の事業であるものに対して一これは出前トークの申請書と市長の出前トークという行事に対する後援名義の申請書がそれぞれ別々に担当課へ出されていたわけでありましたが一よく考えれば、市の事業に対して後援ということは本来はあり得ない話でありまして、部を預かる責任者である立場として大変お恥ずかしく、不手際につきましては、この場で改めておわびを申し上げる次第であります。

この件につきましては、本会議の場でも申し上げたとおりでありまして、過去に承認したものや、今回誤って承認したものも含めまして、今後、取り消す方向で検討を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、後援名義申請の添付書類なども一当然、添付書類がついていなければ、きちんとつけるように、それぞれ担当課が申請のあった団体に要請をしているわけでありましてけれども一その当時、旧統一教会あるいはその関係団体が、今世間でいろいろ言われているように社会的な問題がある団体であるという認識が不足していた、十分に

はなかったことは、否定できない事実でありますので、その点は我々としても十分反省をした上で、今後、基準の見直しもしっかり行っていきたいと考えています。

副委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

ただいま御意見を聞いておりますと、本陳情を継続審査としてはどうかとの御意見がありました。

そこで、継続審査についてお諮りいたします。本陳情を継続審査とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副委員長

挙手少数であります。

よって、本陳情は継続審査とすることは否決されました。

それでは、引き続き審査を続けます。

これより、令和4年分陳情第12号の討論に入ります。

討論はありませんか。

赤星委員

先ほど意見を申し上げましたとおり、今回の旧統一教会の問題を機に、当局が後援名義の

使用承認の過程で、必ずしも申請書等を厳密に審査していなかったことが分かりました。公文書公開請求により、実際の後援等名義使用承認申請書や添付書類を確認し、大変疑問に思っていたところであり、陳情者の思いに賛同しております。市議会として、この陳情を採択し、当局に今後の審査の見直しを促したいと思いますので、採択すべきです。

柞山委員

先ほどから企画管理部長も答弁しておられますが、当局では、これまでこういった事案を経験したことがなく、社会情勢や世論の動向もあることから、後援名義の使用承認の審査について見直すと明言しています。そのため、この陳情は、素直に認めて採択すべきであり、それが市民の意見に應えることになるので、採択すべきだと思っています。

高田委員

私も先ほど意見で述べたとおりでありまして、これまでの旧統一教会との関わりについて、市長も各部局も大変反省をし、これから見直しを進めていくものと思っています。そのため、本陳情の願意は既に達成されているものと思っていますので、不採択にすべきだと思います。

柞山委員 討論ですが……。

副委員長 討論は1回だけです。  
ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長 これをもって、討論を終結いたします。  
これより、令和4年分陳情第12号を挙手により採決いたします。

〔「起立採決にしてはどうか」と発言する者あり〕

副委員長 挙手による採決とします。  
本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副委員長 可否同数であります。  
よって、富山市議会委員会条例第7条第1項及び第55条第1項の規定により、副委員長において本陳情に対する可否を決定いたします。  
副委員長は否といたします。

よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。

次に、企画管理部所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

高田委員

このたびG7サミットの教育大臣会合が富山県と石川県で共同開催されることが決まりました。大変名誉あることだと思っておりますが、本市の窓口になる企画管理部としてはどのような思いがあるのか、一言お聞かせください。

企画管理部長

来年5月の広島市でのG7サミット開催に合わせて14の閣僚会議が日本で開かれますが、その1つとして教育大臣会合を富山県と石川県の共同開催で実施するということが、先週正式に発表されました。

発表された後、市長も早速コメントを発信されましたけれども、これは非常に名誉なことであり、これまで開催誘致に御尽力いただきました関係者の皆様にお礼を申し上げたところであります。

6年前—2016年（平成28年）5月に、当時の伊勢志摩サミットに合わせて、富山市で5月15日、16日の2日間にわたって環境大臣会合が開催されました。

この開催によって、富山市の環境未来都市としての知名度が格段に向上するとともに、それ以外のことも含めまして、富山が世界的に発信され、こうした地方でも国際会議が開かれるのだという市民の皆さんの自信や誇り—シビックプライドの育成にも十分つながったものと考えております。

このたび、こうして再び富山市で、石川県金沢市と共に開催されるという榮譽にあずかり、我々市職員にとっても大変誇らしいことであり、大変名誉なことであると考えています。今後、石川県と富山県の役割分担がどのようになっているのか、会合の実施時期は5月中旬とは決まっていますが、いつになるのかなど、国との調整を進める中で決まっていくものだと思います。

これは富山県が中心となって、石川県と国と調整をしていくものだと思っておりますが、本市としましても、富山県とは引き続き十分連携を図りながら、今回初めて共同開催となった、その特徴を最大限に生かしながら、最大限のおもてなし—開催準備に万全を期してまいりたいと考えているところです。

来月早々には企画管理部内におきましても、この開催事務に向けたチームを設置して、開催準備を進めていきたいと考えておりますし、

前回の環境大臣会合のときも副市長をトップとして庁内連携推進本部を立ち上げておりますが、今回もその時期が来ましたら設置したいと考えています。

いずれにしましても、ふるさと富山でこうしたものが開催されるということをも市民、県民の皆さんと共に大いに期待し、官民挙げて、その開催に向けて万全を期して準備していきたいと考えております。

今後、予算関係なども、明らかになり次第、補正予算等で提案させていただきたいと考えておりますので、また市議会も御協力のほどよろしくお願いします。

高田委員

今の部長の話聞いて大変心強く思いました。特に富山県は一石川県もそうですけれども一教育県と言われているので、大きな成果を出して、わくわくするようなサミットにさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

赤星委員

今年の6月19日（日曜日）に開催された市長の出前トークですけれども、富山県平和大使協議会—旧統一教会系の団体—主催ですが、その案内チラシに藤井市長の写真が使われていました。

市長の写真を使うためには、どのような手続があるのでしょうか。

広報課長 写真の借用申請を出していただきまして、それで許可をしているという形です。

赤星委員 その申請を許可するのかどうかについても、先ほどの後援名義使用承認と同じような基準はあるのでしょうか。

広報課長 ございます。

赤星委員 それについても、今後、より厳密にするような見直しは考えておられますか。

広報課長 こういった事案もございましたので、どうするのか、また検討してまいりたいと考えております。

赤星委員 よろしくお願ひします。  
もう1点ですが、後援した行事に関して公文書公開請求をしまして、例えば、「PEACE ROAD in TOYAMA 2021 実行委員会」の名簿については、実行委員長である県議会議員の名前だけは公開されているのですけれども、ほかの実行委員メンバ

――国会議員、県議会議員、元滑川市長、前県議会議員、富山市議会議員など一名前が全部黒塗りとなっていました。

それと、オープンカレッジという行事についても、講師の名前、肩書、プロフィール、顔写真など、全部黒塗りの文書でした。これは、富山県議会の議員ごとの政務活動費報告で、全てホームページに公開されています。

なぜこれらの文書について、公人である国会議員や県議会議員、市議会議員まで黒塗りなのか、また、行事の講師まで黒塗りなのか、教えてください。

企画管理部長 赤星委員が公文書公開請求をされて、それに対しての公開あるいは一部非公開決定をしたということでもあります。その内容について、もし疑義があるようであれば、申立てをしていただいて、そのことにつきまして、しかるべき担当課からお知らせをさせていただきます。ここでは発言を控えさせていただきます。

赤星委員 ピースロードについて、ほかの県一例えば香川県では、同じように公文書公開請求をした場合に全部出てきていました。自治体によってその取扱いが違うということはおかしいと思うので、審査請求しますけれども、何を基

準にして黒塗りされているのか、お伺いできますか。

企画管理部長 公文書公開条例に基づきまして、公開する内容、非公開とする内容の規定を受けて判断しているものであります。

村石委員 令和5年度の土木職及び薬剤師の採用について伺います。

採用試験は既に終了してはいますが、土木職及び薬剤師の募集人数、応募者数、受験者数一応募しても受験しない人もいらっしゃいますので一それと合格者数についてお聞かせください。

職員課長 まずお尋ねの土木職の人数でございますが、募集人数は10人程度としておりました。申込者数は9人でございます。受験者数は7人、最終合格者数は4人でございます。

薬剤師につきましては選考で採用するという形になっておりました、これは通年募集をしております。

こうした中で、募集人数は5人程度としておりましたところ、申込者数は2人、受験者も2人、そして最終合格者数も2人という状況でございます。

村石委員

今ほどの数字ですと、土木職については10人程度を募集したにもかかわらず、合格者は4人と。それから薬剤師は5人程度—これは随時募集しているということでしたが—合格者は2人で、その差が土木職員は6人、薬剤師は3人でかなり大きいと思います。

応募者数あるいは受験者数を増やすために、職種を限定した手当の新設を検討すべきと考えます。富山市の職員の初任給と民間の初任給はかなり差があるので、その差を一定程度埋めるためにも手当の新設を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

職員課長

応募者数を増やすという理由だけで給与体系を見直すことは、給与は職務と責任に応じたものでなければならないとする職務給の原則や、国や他の地方公共団体との比較などによって定めなければならないとする均衡の原則の観点などからも適切ではないものと考えております。

御提案のありました職種を限定した新たな手当を設けることは難しいものと考えております。

村石委員

なかなか難しいということですがけれども、しかし、市民の安全や安心のために少ない人数

で現場で一生懸命多くの事業を行っている、働いているのです。

そういったことを考えると、現場に必要な職員数を採用するという努力、対応をしていかなければ、現場で働いている人が本当に大変なのです。

何度か企画管理部長にもお尋ねしていますが、けれども、再度、職員採用についての企画管理部長の決意をお聞かせください。

企画管理部長 本会議でも松井 邦人議員から、特に土木職の人材確保が非常に問題だと御質問があっってお答えをさせていただいておりますが、例えば、土木職の職員の数は一資料を持ってきておりますが一富山市全体で農業土木も含めて平成25年には232人、令和4年では229人ですので、そこまで減ってはいません。この10年間、大体230人前後で土木系職員の退職者の補充はしっかりできているということです。

ただし、昨今、橋梁マネジメントなどの様々な維持管理部門の仕事量が増えてきておりますので、新規事業や業務の増加に対応するために人員増を含めて、これまで土木職の職員募集をしてまいりましたが、結局思いどおりにはいかなかったということでもあります。

職員数全体で10年前の数は維持しているということについて一減ってきているのだと一方的に誤解されている方がいるかもしれないので一先に御説明をさせていただきました。新たな手当などといった御提案もいただきましたけれども、我々は公務員である以上、民間企業のようにいろいろな手当を簡単に創設したり、採用試験についてもユニークな試験を導入したりするということには、限界があることは御理解いただけたらと思っております。ですから、様々な採用試験において、受験資格の年齢要件拡充や、有資格者を対象とした専門試験を免除した試験などに取り組んでおりますが、実は職員課はありとあらゆる試験を通年実施して、その事務をやっているような状況であります。県であれば人事委員会といった専門機関がありますけれども、市の場合はそういった人事委員会を設置しておりませんので、職員課は多くの事務がある中でも、この採用試験が非常に大きなウエートを占めており、一生懸命頑張っておりますが、人口減少や民間の採用意欲が大きいなどの影響により、こういった状況になっております。ただ、我々もこのまま放置していくわけにはいかないということは強く思っております、職員課だけではなく、これは市役所全体で、

将来、富山市政をしっかりと担っていくための人員を確保していくということをそれぞれの部局が意識を持って対応していかなければならないと考えているところであります。

私も機会があるごとに、各部局長にはそのようをお願いをしておりますけれども、今回改めて村石委員からもお話をいただきましたので、車の両輪として市議会の皆さんにも、リクルーターとなって富山市で働いてみないかということ、御協力いただければ大変ありがたいと思っております。

我々も一生懸命頑張ります。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

村石委員

今の部長の話でよく分かりました。

もう1点だけ、7人受験していて、合格者が4人で、3人が不合格になっています。恐らく、最低ラインの点数に届かなかった、一部の点数があまりにも低かったなど総合的に評価して不合格としたと思ひますが、評価というのは非常に難しいものです。

ぜひいろいろな工夫をして、意欲のある受験者をできるだけ合格者にしてほしいと思ひます。

次に、会計年度任用職員の賃金について伺ひます。

最低賃金が本年10月1日から31円引上げされますが、会計年度任用職員の賃金の最低の額はどうなっているのか教えてください。

職員課長

今ほど委員がおっしゃったとおり、本年10月1日から富山県に適用される最低賃金が908円に改正されたことを受け、本市の会計年度任用職員のうち、最低賃金を下回ることとなる給食搬入員や宿日直などの業務に従事する一部の職種の単価につきまして、見直しを行ったところでございます。

最も低い単価が886円で、その単価を911円に引上げし、この単価は10月1日から適用することとしております。

10月以降において最低賃金を下回る職種はございません。

村石委員

10月1日から改善し、886円を911円に引上げするということですが、対象者は何人ぐらいいるのでしょうか。

職員課長

正確な人数ではございませんが、100人程度でございます。

村石委員

100人というのは驚きました。会計年度任用職員は2,000人弱ですよ。そのうち

100人が最低賃金よりも低くなるということは、全体の賃金も考える必要があると思います。最低賃金については、来年も同じことになるかもしれませんが、考える必要があると思います。

報酬がどのように決まっているのか質問いたします。

報酬は時間単位になっていると思うのですが、その基準となる月額は、富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の中の別表第1、行政職給料基準額表で決まっていると思います。ここには号給と金額だけが記載されています。

この月額は、令和3年度の人事院勧告における俸給表の金額と等しいと考えてよいのか、お聞かせください。

職員課長

まず正規職員につきまして、人事院勧告における俸給表等を踏まえて定めております。

また、本市の会計年度任用職員につきましては、その正規職員に準じた給料表に基づき報酬の額を決定することとしておりますので、お尋ねの件につきましては、結果として一致しております。

村石委員

この行政職給料基準額表に示されている金額

は、人事院勧告の俸給表に基づいた額であるとおっしゃいました。

令和4年度の人事院勧告では、俸給表の改定で、高卒初任給については4,000円引き上げることとし、概ね30代半ばまでの職員の俸給月額を引き上げることとしています。本市では、人事院勧告や富山県人事委員会勧告を踏まえ、これまで月例給が改定された場合は4月に遡って支給してきたと考えますが、見解をお聞かせください。

職員課長

これまでの月例給の引上げにつきましては、遡及して適用するという人事院勧告や富山県人事委員会勧告の改定内容を踏まえ、市として同様の対応をしてきたものでございます。

村石委員

正規職員については4月に遡及して、その差額を12月に支給するということだと思いますが、本市の会計年度任用職員の報酬についても、根拠となる俸給表の金額が人事院勧告で上がったので、4月に遡って差額を支給するなど、県や他の市町村の状況も含めて検討すべきと考えますが、見解を伺います。

職員課長

本市では、会計年度任用職員を採用するに当たりましては、採用通知書においてあらかじめ

め任用期間中の勤務条件を明示しております。こうしたことから、改定の内容のいかんにかかわらず、事業主の都合などにより、任期中に遡及して勤務条件を変更することは、適切な運用ではないと考えております。

この考え方を踏まえまして、令和3年度の給与改定一期末手当のマイナス改定で、0.15月を引き下げるといった改定がございましたが、その給与改定におきまして、正規職員は令和3年12月分の期末手当を減額いたしました。会計年度任用職員は減額をせず、令和4年度から適用したところでございます。

村石委員

正規職員は4月に遡って差額がもらえる。一方の会計年度任用職員は、年度途中では改定をしないという前提で運用しているということですが、やはり会計年度任用職員は心情的にそれでいいのかと思うのではないのでしょうか。

人事院勧告があって、県の人事委員会の取扱いも含めて、富山市として新しい俸給表に基づいて変えていくとなれば、正規職員はどのように変わるわけです。

そこで、令和5年度の会計年度任用職員の報酬は、令和4年度の人事院勧告の俸給表を基準とするという方向性であると考えてよろし

いのでしょうか。

職員課長 今後、人事院勧告等を踏まえ、本市の給与改定を基に検討してまいりたいと考えております。

なお、会計年度任用職員の報酬額について改定する場合は、富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の改定を行った上で、令和5年度から適用することになるものと考えております。

村石委員 場合によっては月額4,000円ぐらい上がる人も出てくるかもしれませんが、ぜひそのような方向で改定してほしいと要望しておきます。

赤星委員 今日の新聞で報じられましたけれども、市のホームページの外部リンク先の1つが不審なサイトに切り替わっていたという件が報道されました、大変残念に思いました。

この件について御説明いただけますでしょうか。

広報課長 今回の件につきましては、市のホームページの外部リンクをクリックしたところ、1つが不審なサイトにつながったというようなツイ

ッターの投稿がございました。調べましたところ、旧まちづくりとやまのホームページへのリンクだったのですが、実はそちらのドメインが現在使われていない状態で、意図しないところにつながりました。

それが不審なサイトだということが分かりましたので、当該サイトのリンク先をすぐに調査しまして、正しいものに書き換えるなどの対応をさせていただいております。

さらに、注意喚起の記事をホームページ上に掲載させていただいております。

赤星委員 今回の市ホームページに掲載されていた外部リンク先は、何と表示されていたのですか。

広報課長 まいどはやバスのリンクを押したところ、違うサイトが展開するようなことになっていました。

赤星委員 ツイッターで被害を受けたとつぶやかれていたそうですけれども、具体的にその方はどのような被害を受けられたのでしょうか。

広報課長 ツイッター上での話でしかないものですから、これが事実かどうかは御本人さんしか分からない状態ですが、リンクをクリックしたとこ

ろ、何か課金されるようなサイトに行ったというようなことが、ツイッター上に記載されていました。

赤星委員 まいどはやバスについて、多分そのルートや時間などを調べようと思ってクリックされたのではないかと思えますけれども、大変怖い話ですので、こういうことがないように細心の注意を払っていただきたいと思えます。

広報課長 今後このようなことがないように、外部リンクの先について十分確認した上で、対応策を検討してまいりたいと考えております。

副委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会企画管理部所管分を終了いたします。

午前 11 時 47 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 21 分 再開

副委員長 総務文教委員会防災危機管理部所管分に入ります。
本委員会に付託されました議案及び議決不要

の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

村石委員

台風14号の影響による自主避難所の開設について伺います。

数日前まで、皆さん大変お疲れさまでした。本当に大変だったと思います。

まず自主避難所の開設に当たり、避難所従事職員—これは市の職員—の参集状況及び自治会・町内会自主防災組織の協力の状況など概要を教えてください。

市職員は連絡があってから概ねどのくらいの時間で参集して、開設する時間の何分前にみんなそろったのかなど、概要でいいので教えてください。

防災危機管理課長

それではお答えさせていただく前に—今回、自主避難所という形で開設いたしました、これは、実は地域防災計画や災害対策基本法に定めている市長等が発する避難指示に伴う指定避難所の開設とは異なります。

あくまでも、避難指示等はまだ出ていなくて、市として避難所を設置する義務はないけれども、市民の方々が早期に避難したいというときの場所として市で開くというものです。

ですので、地域防災計画に定めた避難所開設

と同じ流れではないということだけ最初にお伝えをさせていただきたいと。どちらかというと非常に簡便な開き方になると捉えていただければいいと思います。

その上で、御質問のありました職員の参集状況や地域の協力につきまして御説明いたします。

先日、9月19日に自主避難所を10か所開きましたが、まずは13時頃に、その地区センター班要員の代表—これは地区センター所長や公民館長等になります—に連絡をいたしました。

こちらは15時ぐらいいまでに開設できるように、皆さん準備をお願いしますと連絡をし、早いところでは、14時10分には受入れの準備が完了したと連絡がありました。結果としては10か所中9か所が15時までには開けたという状況です。

参集状況はどうだったのかといたしますと、先ほど言いました市長の避難指示等に伴う参集については、地区センター班要員全員が集まる形になるのですが、今回は自主避難所ということで、地区センター班要員の代表の裁量によって必要な職員数を呼んで対応しております。そのため、実は詳しい参集時間や人数の確認はしておりません。

ただ、結果から見ますと、10か所中9か所が15時までに開けたと。もう1か所についても、実際16時に開いたのですが、避難所となる場所が行事で予定が入っていて、少しずらしたということでありまして、実際には大分早い段階で開くことができる状態であったことから、適切に参集されたものと考えています。

地域の方への協力依頼についてですが、これは先ほど申し上げました簡便な場としての開設で具体的な避難所運営ではないものですから、基本的には地元の方へは御協力をお願いしておりません。

村石委員

あくまで自主避難所ということで、避難指示が出たときの避難所開設とは違うということをおっしゃいましたけれども、ただ、自主避難所といえども、やはり開設しているということを経済住民に周知・広報するということは必要であると思います。

今回の自主避難所の開設について、周知はどのように行ったのかお聞かせください。

防災危機管理課長

今回は自主避難所の開設について、報道機関への通知、市のホームページ、SNS—ツイッター、フェイスブックでの発信、防災行政

無線での放送、そのほかにマスコミ、テレビ、ラジオ等報道機関等も受け取ることのできる情報通信手段であるアラート、これらを使いまして情報提供いたしました。

村石委員

今ほど多種多様な方法で広報・周知したということですが、射水市の場合はエリアメールで通知されました。

私は東老田地区に住んでいるのですけれども、東老田地区は射水市に近いので、避難所を設置しましたとエリアメールで通知がありました。ただそれは、通知が1回あり、残っているのか後で見ると残っていなかったのですが、今回、そのような方法は取っていないということでしょうか。

防災危機管理課長

今回は御指摘のような方法は取っておりません。

村石委員

今後はそういうエリアメールを検討するのでしょうか。

防災危機管理課長

今ほど委員がおっしゃったメールでの通知システムですけれども、富山市の場合は緊急速報メールという携帯キャリアが運営をしているシステムがございます。こちらは、そのエ

リアにいる方、対象地域にいる全ての方にメールを送ることができるのですが、実は運用が結構難しく、何でも送っていいというものではありません。

例えば避難指示などの本当に重要な情報を流すという立てつけがございますので、何の情報を流すのかについて一今回のような自主避難所の開設というときに使うのかどうかは、慎重に判断しなければならないと思っています。

村石委員

そのような細かい決まりがあるということをお聞きしましたけれども、今回いろいろと周知・広報して、7地域10か所で自主避難所が開設されましたが、地域ごとの避難者の数についてお答えください。

防災危機管理課長

今回の自主避難所では、3つの避難所で避難された方がいらっしゃいました。

人数が多い順番に申し上げますと、まず大沢野小学校が4世帯6名、八尾コミュニティセンターが2世帯2名、上滝小学校が1世帯1名、合計7世帯9名が自主避難されております。

報道ではもうちょっと少ない数だったのですが、その後判明いたしまして少し増えており

ます。

村石委員 今ほど3つの地域で自主避難された方がいらっしゃるということですが、この地域は、洪水や土砂災害など、やはり危険を感じて避難してきたと考えてよろしいのでしょうか。

防災危機管理課長 申し訳ありません。避難をされた方がどのような理由で避難してきたのかは、聞き取りはしておりません。ただ、防災に対して意識がある方ではあると思っております。

村石委員 避難してこられた方は、非常持出袋は持ってきていたのでしょうか。

防災危機管理課長 現場の職員にも確認いたしましたが、非常持出袋を持ってきたのかどうかは不明です。自主避難を案内したときに、この避難は基本的には自助のものですから、食料、水、毛布、薬など必要なものは御自身でお持ちくださいと併せて案内しておりまして、基本的には皆さん御自身で必要なものを持ってきていたとお聞きしております。ただ、一部で水や毛布、食料を出したところ

もあるとはお聞きしております。

村石委員 今ほどの話では、避難した方は基本的には自分で水、食料、毛布を持ってきていたということですがけれども、持ってきていなかった方については、適切に水、食料、毛布等が提供されたかどうかを教えてください。

防災危機管理課長 八尾コミュニティセンターで水と毛布、食料の要望がありまして、2名の方に対して提供しております。
大沢野小学校、上滝小学校では必要はなかったと聞いております。

村石委員 八尾コミュニティセンターで2名の方に提供したということですがけれども、その水や食料などの物資はその避難所に備蓄されていたのですか。市内14か所にある備蓄倉庫から運んできたのかどうか教えてください。

防災危機管理課長 八尾コミュニティセンターにつきましては、八尾行政サービスセンターが拠点となっております。八尾行政サービスセンターにあったものを八尾行政サービスセンターの職員が避難所のほうへ持っていったという形でありました。

村石委員 今回、自主避難所開設についていろいろと行われたわけですが、そのことを検証して、課題があったとすればどういう課題があったのか。その内容によっては対策を講じる必要もあると思うのですが、もし今の段階で検証が済んでいけば、お伺いしたいと思います。

防災危機管理部長 今回の自主避難所開設では、7世帯9人の方が避難されました。旧富山市地域で4か所自主避難所を開設しましたが、今年度、避難所開設訓練を実施している最中ということもあり、開設訓練を実施した場所で自主避難所を開設いたしました。

旧町村地域では2年前に土砂災害があったときにも自主避難所を開設しておりまして、そのときも避難所に来た方が一、二名おられました。今回の台風もやはり旧町村地域では避難してきた方がいました。

その中で、旧富山市地域は災害への意識が低いのかどうかは分かりませんが、避難者は誰もいませんでした。

また、大沢野小学校では、どんな避難所になっているのかと見学に来た方がいたと聞いております。

地域防災計画や災害対策基本法に定めている

市長等が発する避難指示に伴う指定避難所の開設ですと、マニュアルに沿って受付と検温等を実施し、第2次受付をして中に入っていたとという形で、避難所の中も各スペースごとに分けて設営するのですが、今回は受付だけを実施して、あとはそこで休憩していただくという自主避難所にしました。

今回の自主避難所開設を通して、やはり富山市全体として災害に対する意識が薄いと感じました。各地域で自主防災組織が結成されていますので、自主避難所というものは、自主防災組織が各地域の公民館で自主的に開設してもいいはずなのです。旧富山市は避難者はゼロでしたけれども、そういったことができないということは、やはり富山市全体の防災意識が低いということなので、今後も様々な取組を実施していくことによって、少しでも防災意識が高まればと感じております。

松尾委員

防災危機管理部が新設されてから、洪水あり、台風ありと、本当に一生懸命対応されていると思っております。

富山市は司令塔として役割を果たしていくこととなりますが、ただ市民の皆様にとっては、何かあればとにかく防災危機管理部に問合せをしようと思っている人もいるかもしれないで

すし、その中で、この防災危機管理部としての役割について一この業務は建設部で、その業務は福祉保健部でと、様々あったのではないかと想像しました。

防災危機管理部が新設され、部長として、今感じていることがあればお聞きしたいと思います。

防災危機管理部長

防災危機管理部ができてから、今月で6か月たつところでございます。

その中で、本市の危機管理事象というものは、やはり細かいものから大きいものまでたくさん出てきております。

その中で、この危機管理事象については、まず当該業務を所管する部局が主体となって取り組んでいくものだと思っております。

その中で防災危機管理部ができることは、情報を共有して、皆さんに同じ情報を流すということだと思っております。

また、危機管理事象は現場で起こっていますので、その部局は現場対応が必要になってきます。その現場の人員が足りているのかどうか、足りていなければ防災危機管理部がフォローしていかなければならないのではないかとというような形で進めていけばいいのではないかと思っております。

危機管理事象の対応は、その危機管理事象を担当する各部局が取り組んでいくものであって、それを防災危機管理部が共有して情報を流すなど、そういったことを行っていく部だと思っています。一緒になってサポートしていくような部を目指していければと思っています。

松尾委員

今部長がおっしゃいましたように、いろいろな問題が山積みになっていると思いますし、防災危機管理部の皆さんは本当に責任感も強くて、自分たちで抱えようという思いもあるのかもしれないですけれども、富山市としての役割分担など、今抱えている問題を市長を中心にしっかりと共有していただいて、今後にしっかりとつなげていっていただきたいと切に思います。要望として、よろしく願いいたします。

赤星委員

自主避難所開設、お疲れさまでした。
旧富山市で開設した自主避難所4か所について、その選定された場所と理由を教えてください。

防災危機管理課長

まず、なぜ4か所にしたのかというところですけれども、今回は台風ということで、被害

が出るとすれば、影響は市内全域に及びであろうと考えました。

一方で、自主避難所という形であることから、これまでの経験から、そう多くの方が来るとは考えられないので、ある程度の人数が入る施設で市内全域を網羅するという形で、旧富山市については東西南北に計4か所を開設したということであります。

その中で、なぜその避難所を選んだのかということについては、先ほど部長も申し上げましたが、今年度から始めた避難所開設訓練を既に行っている場所であれば、迅速に円滑に開設できるという判断で選定しました。

赤星委員

議会事務局を通して、自主避難所を開設しましたというお知らせをメールで受け取ったのですが、まず頭に浮かんだのは、本年8月13日、20日の大雨です。あのときに多くの床上・床下浸水が発生した地域に一例えば、大泉地区や私の地元の堀川南地区の大町、もっと下流の山室地区—そういったところの近くに自主避難所を開設したのかと思ったのですが、そうではなかったのです。あのときの怖さ、恐ろしさといったら本当にすごかったのですけれども、もし、そういったつい最近被害の出た地域の近くで開設して

いたら、ひょっとしたらもう少し避難してくる方がいたのではないかと思います。そういった選び方は考えなかったのでしょうか。

防災危機管理課長

旧富山市に限ってお話ししますが、拠点的に選んでおりまして、住んでいる地域に関係なくそれぞれの避難所へ避難できるということをお知らせしております。

今ほど委員がおっしゃった、さきの8月の大雨で被害を受けた地域に自主避難所を設けなかったのかに関しまして、8月に発生した浸水は、いわゆる内水氾濫—ゲリラ豪雨に伴い急激な雨が降って、道路側溝や下水道、用水などがあふれたこと—による冠水であります。今回の台風によって、水があふれる可能性があるとするれば、それは恐らくは大河川で、外水氾濫のおそれが高かったのではないかと考えています。

今回の台風では内水氾濫はないということで、8月に浸水被害が発生したところに自主避難所を開設するという選択はしませんでした。

赤星委員

台風のときは外水氾濫とともに、やはり内水氾濫も発生すると思います。これからそういったことも考慮していただければいいなと思います。

防災危機管理部長 先ほど、防災危機管理課長が説明したとおり、今回の自主避難所は13時頃に自主避難所開設に動きました。

あの日は、9月20日未明に台風が通ると予報があり、21時頃から風がひどくなってきたと記憶しています。明るいうちに、風もないときに避難してほしい、そのほうが安心だということで、その8時間ほど前から参集して15時頃に自主避難所を開設しました。

どこの避難所でも避難できる、かつ多くの方が避難できる拠点という形で自主避難所の場所を設定したものですから、赤星委員がおっしゃるような、8月に浸水被害の発生した場所に避難所をつくるというよりも、やはり各拠点としたほうがいいのではないかという判断は正しかったと思います。

赤星委員 あのと看きニュースで見たのですが、受付があつて、学校の広い体育館が映りました。ふだんどおりの何もなひ体育館ですけれども、避難してこられた方は、どう過ごすのかと看つて見ていました。地べたにじかに座るのか、それとも椅子や畳、段ボールベッド、テントなどといったものを使わせていただけるのか。そのあたりは、どうなつていたのでしょうか。

防災危機管理課長 基本的な自主避難所の対応につきましては、原則ですけれども、自主避難所を設置した市から積極的にあれを使ってください、これを使ってくださいというような対応はしておりません。

避難者の方々は、自分の必要なものを持って、自分たちの過ごしたい形で過ごすことになるのですが、もし何らかの不都合があって、こういうことはできないですかと相談をされれば、当然職員がいるわけですから、可能な範囲で対応はできると思っています。

実際そういった求めはなかったのですが、先ほども申し上げましたけれども、提供したものは水と食料と毛布だったということでございます。

金岡委員 先ほど松尾委員の質問に対して、防災危機管理部として、災害が発生した場合には、情報共有と、現場の人員が不足していればサポートしていきたいと話があったのですけれども、実際に8月の大雨の際の建設部との連携は、どのように行ったのかお聞かせください。

防災危機管理課長 連携には、1つは役割分担をしてそれぞれができることをするという連携、もう1つは一緒に活動するという連携の2つがあると思っ

ています。

まず役割分担という形では、建設部は、実際に現場一浸水被害のあった場所に行って、例えば通行止めをすとか土のうを積むなどといった対応をしております。

防災危機管理課は主に情報収集をしながら、例えば浸水があった地域では一これは本会議でも答弁させていただきましたが一消毒用の消石灰を求められるような御家庭もあったものですから、地区センター等に連絡を取りながら配布できるように手続を取ったり、あとは円滑に災害ごみが収集できるよう、環境部のほうに情報を伝えるなどといったことをしました。

一緒に活動したものについては、災害の実態や被害状況の把握をする際に、建設部と上下水道局、防災危機管理部、この3部局の職員で班体制をつくって、各地域に散らばって被害状況の確認に行きました。

このような連携をしておりました。

金岡委員

今ほどの連携というものは、前もって役割分担を決めてあったのですか。それとも、それぞれがその場の判断で動いたのか、教えていただけますか。

防災危機管理課長 自然災害の発生の仕方、場所、規模などといったものは絶対一定ではなく、そのときに発生した被害の状況によって、臨機応変に対応しなければならないと思っています。

基本的な役割分担は決めておりますが、実際に発生した災害の状況を見て、当初想定したとおりで対応できるのかということ、これは難しい場合が多いので、臨機応変に対応していくこととしております。

金岡委員 本年8月の大雨では、内水氾濫が発生しました。ハザードマップの想定とは多分違っていたのではないかと思います、その整合性はどうだったのでしょうか。

防災危機管理課長 確認ですけれども、水に関するハザードマップは2種類ありまして、先ほど申し上げました外水氾濫—大きい河川が氾濫したときの洪水ハザードマップ、もう1つが内水氾濫を対象とした内水ハザードマップ、この2つがございます。

内水ハザードマップに関する確認ということでもよろしいでしょうか。

金岡委員 はい。

防災危機管理課長 内水ハザードマップは上下水道局下水道課で作成しておりますが、今現在作成できているものが中心部一具体的には富山駅の南から南側は立山通りぐらい、西側は神通川の右岸、東側は電車通りぐらいの範囲です。ここを範囲とした内水ハザードマップがあります。さきの内水氾濫は、このエリア外でありまして、比較することはできません。

金岡委員 今回、内水氾濫が発生しましたので、今後エリアを広げて作成されていく予定はあるのですか。

防災危機管理部長 今ほど防災危機管理課長も言ったとおり、内水ハザードマップは上下水道局が作成しております。これは全国でも言えることですがけれども、内水ハザードマップをつくるときは、まず埋設物や地下街等があった場合、どのような水の動きをするのか、あと地層等も絡みますので、それを全て調査した後につくるという形ですから、時間とお金がすごくかかります。今現在、上下水道局は課題感を持って取り組んでいるとは聞いていますし、国からは2025年までに内水ハザードマップを示すようにと話が出ています。全国各地で取り組んで

いますが、やはり時間とお金がかかるということで進んでいないようでございます。

金岡委員

話が変わるのですけれども、先日、私の住んでいる校区で避難訓練がありました。

その避難所には、非常食や日用品等がその避難所に避難してきた方の分しかないのではないかなと思っています。実際に災害が起きたときに避難所に入れなくて、家にいたほうが安全だという方で、やっぱり非常食などがないので、避難所に行くという方がいると思うのですが、避難所に入れない住民の分は備蓄されているのかどうか教えてください。

防災危機管理課長

これは基本的な考えでありますけれども、備蓄に関しましても、自助、共助、公助という考え方がございまして、基本的にはやはり各御家庭で一仮に避難所に行かない、行けない場合でも一食料など必要なものは確保していただきたいという考えがございまして。

その上で市が公助として準備している部分は、基本的には避難所に避難してきた方に対してであって、本来は自分で持出品として持ってきていただきたいのですが、例えば地震が発生した場合などには、着のみ着のままで何も持ってこられない方もいらっしゃると思いま

すので、そういう方のために備蓄の食料などを置いているということが基本です。

今御質問にあったような、それ以外の人には渡せないのかということに関しては、やはり備蓄の量もございますが、それで足りないということになれば、これは災害対策本部で対応いたしまして、市内には食料供給の協定を結んでいる事業者がいらっしゃいますので、そちらにお願いしまして物資の供給をしていただく。

配る場所は避難所がベースになります。各戸に配ることは難しいですが、そこで避難所にいらっしゃらない方や地域の方にもお配りすることは可能かと思っています。

金岡委員

基本は自助だと思っておりますけれども、もし本当に大きな災害があってどうしようもなかったときには、避難所に行けば何とかなると市民の方に思ってもらっていいのかどうか。災害の具合にもよるとは思いますが、備蓄したもので賄えるのかどうかと心配されている方もいらっしゃると思うので、その辺どうなのかお聞かせください。

防災危機管理課長

各御家庭で備蓄できる量にも、当然限りがあると思っています。

災害の復旧や避難生活が長引くと、当然、備蓄だけでは足りませんので、災害対策本部が協定した事業者から供給してもらおう、さらに大きくなっていけば、災害救助法の適用もございませぬので、県が災害救助の主体となつて、国や自衛隊などにも応援要請をして、全国から支援が届くというような流れになっていくと思ひます。

ただ、タイミングー必ず欲しいときに欲しいものが十分にあるのかどうか、ちょっとそこまでは申し上げられないのですが、そういった体制を取つてるところです。

赤星委員

小学校は遠いけれども、すぐ近くに県立高校があるという方がいらっしやつて、県立高校も避難所にしてほしいと御意見を聞いておりましたので、今後はできるだけ多く、第3次避難所やその他避難所も開設するということは非常にいいことだと思ひます。

ただ、この県立高校やその他避難所を開設・運営するのは、誰がどういった体制でやることになっているのでしょうか。

防災危機管理課長

各地域ごと、小学校区ごとに、第1次、第2次、第3次、その他避難所をできるだけ配置するようにしています。

原則は第1次から開いていって、足りなければ第2次、第3次と開いていくと。

その開設作業は、その地区を担当している地区センター班が全て担当することになります。運営については、基本的には地域に御協力をお願いすることになるかと思えます。

村石委員

関連して質問します。渋谷区の防災マニュアルには、家庭の備蓄品については、最低限は3日分、目標としては1週間分と書いてあります。この3日という期間は、大地震の場合に対策本部ができて、4日目には国やほかの道府県から水や食べ物などが届くと想定されているそうです。今回、市がつくるチラシにも、家庭での備蓄品については最低3日分、できるだけ7日分を目標に備蓄をしてくださいといった表記はあるのでしょうか。

防災危機管理課長

今回このチラシで、市として何を伝えたいのかというところを最重点に考えていきたいと思っています。もちろん備蓄品ということもございますけれども、ふだんから自分たちで災害情報をしっかりと取るようにしてほしいということ、避難所で新型コロナウイルス感染症に気をつけてほしいということなど、いろいろなものがございます。

その中で市として何を一番伝えたいのか、限られた紙面の中で何をどう載せるのかを考えていこうと思っていますので、おっしゃることを否定するつもりはないのですが、その中で判断していく必要があるかと思っています。

副委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会防災危機管理部所管分を終了します。

午後 1時58分 休憩

~~~~~

午後 3時17分 再開

副委員長      総務文教委員会教育委員会所管分の議案の審査を行います。

議案第115号 工事請負契約締結の件（新保小学校（旧幼稚園舎）大規模改修及び増築主体工事）、

議案第116号 工事請負契約締結の件（堀川小学校校舎改築（その2）主体工事）、

以上2件を一括議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

学校施設課長      〔議案書により説明〕

副委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第115号、議案第116号、以上2件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第115号、議案第116号、以上2件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、教育委員会所管分で、ただいまの議案

以外に何か質問はありませんか。

村石委員 学校給食のことですが、ある職員の方から、単独調理場で作られた給食と共同調理場から運ばれてきた給食を比較すると、やはり単独調理場で作られた給食のほうがおいしかったという話がありました。そこで質問ですが、小学校の単独調理場で作られた給食の残った量と、給食センターで作られて運ばれた給食の残った量は、比較してどうなっているのか教えてください。

学校保健課長 申し訳ありません。資料が手元にありませんが、共同調理場については基本的に中学校となります。思春期の生徒がいる関係かもしれませんが、中学校のほうが、御飯や主食が少し多く残っている傾向とは聞いています。

村石委員 中学校でも単独調理場で実施している学校がありましたよね。そことの残渣の比較はできないのですか。

学校保健課長 申し訳ありません。そういった統計的なものは出しておりません。お調べすれば出すことはできるかと思えます。

村石委員 調べて後で資料として出していただきたいのですけれども、よろしいですか。

学校保健課長 分かりました。

村石委員 もう1点ですけれども、コロナ禍で学校の行事が縮小されています。コロナ禍前の状況にはなかなか戻っていません。

昨日、新田知事は「新型コロナに打ち克つためのロードマップ」の見直しについて発表されました。

保護者や私たちのような来賓は、招待されていろいろな学校行事に参加することがありますが、やはり早くコロナ禍前のような形となるようにしていただきたいと思っています。例えば、今、大相撲をやっている、そこにはお客さんがいっぱいいて、近くで観戦しています。それを見ていたら、こういうことができるのであれば、学校の行事も段階的になってもいいから、コロナ禍前のような体制にできないのかと思っています。

今後、県の行動様式の見直しなどを参考に見直していくなど、ぜひ検討してほしいと思うのですけれども、事務局次長はどう思われますか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)

現在、学校の諸行事の運営状況につきましては、今年度から通常の状態に戻していくという方針で、富山市の教育委員会で設置しております新型コロナウイルス感染症対策会議、医師団の助言も得ながら、なるべく通常の状態で行事を実施していこうと各学校に助言をしております。

しかしながら、今回の第7波があり、今年の7月ぐらいから感染者が非常に増えてきました。ちょうどそのときに、中学校の運動部活動の大会などがあったわけでございます。それにつきましても、どのような運営形式がいいのかと、中学校体育連盟からも質問がありましたが、これについても従来の形で一ただし、その競技団体ごとに新型コロナウイルス感染症の対策基準がございますので、それにのっとった形で一実施していただきたいと助言をしました。

また、運動会や、秋には合唱コンクール、文化活動発表会などもありますが、従来の感染対策を取りながら行ってくださいと助言をしております。

その結果、社会に学ぶ14歳の挑戦も、1学期は概ね順調に行われたとそれぞれの学校から報告を受けております。しかしながら、従来は平日5日間でしたけれども、今年は2日

間と短縮したり、あるいは2班に分けたりと、やはり幾分規模を縮小した形となっており、余儀ない状態が続いております。

修学旅行におきましては、1学期時点で25校のうち14校が順調に終わりました、先日の台風で危うい学校もございましたけれども、2学期以降も残りの11校について、軒並み順調に行われると報告を受けています。

村石委員

子どもたちが学校生活で特に思い出に残ったものは、校外学習や修学旅行、遠足など、そういうことが勉強よりも思い出に残ったというアンケート結果もあります。こういった学校行事については早くコロナ禍前のような形に戻していただきたいと思います。

もう一つは、地域での校外学習や生活発表会、運動会など、地域の方々も集まって応援したいと思いますし、私たちも招待されて見に行きたいと思っています。

今後、県が示す行動様式や新型コロナウイルスの感染状況などを見て、以前のような形を検討していただけないかと思いますが、どうでしょうか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)

今、それぞれの学校が外来者一保護者や地域の自治振興会、来賓などをどこまで入場を許

容して行うのか、その実態について、正直申しまして把握はしておりません。

それぞれの学校には今年からコミュニティスクールが設置されておりますので、地域の温度差はあると思いますが、委員の要望も踏まえながら、その会合などの機会に従来の形に戻していくような形で検討してほしいと各学校に助言はしていきたいと考えております。

金岡委員

今ほどコミュニティスクールの話が出たので、市内小・中学校におけるコミュニティスクールの現状の取組状況についてお聞かせください。

学校教育課長

本市におきましては、呉羽小学校、堀川中学校を初のコミュニティスクールに指定しまして、平成25年度からスタートしております。その後、2年ごとに、2校ずつコミュニティスクールに指定しまして、今年度で小学校64校、中学校24校の計88校がコミュニティスクールとなっており、残る八尾中学校は来年度に学校運営協議会を設置する予定としております。

昨年度までのコミュニティスクール指定校の反応や効果としまして、まず1つに、子どもの学習や安全、今ほどの行事のようなことも

コミュニティスクール等で話し合うことで、よりよい教育環境となった、教育課題や教育環境について共に考えて取り組むことで、これまで以上に一体感が深まった、学校支援ボランティアによる授業や学校行事への支援、地域と連携した様々な挨拶運動など地域と連携した活動において地域人材を活用、参画することにより、地域の学校を支援する機運がこれまで以上に高まってきているという声を聞いております。

各小・中学校に、これまでの効果を広く周知しながら、また効果的な活用について推進してまいりたいと考えているところです。

金岡委員

文部科学省では、コミュニティスクールと同時に、補完するものとして地域学校協働活動を積極的に推進しておられますけれども、それぞれの目的と役割について教えてください。

生涯学習課長

コミュニティスクールは、学校運営協議会を設置した学校であり、その目的といたしましては、学校運営方針や目指す子ども像、学校の実態などを地域と共有し、さらに理解を進めることで地域と学校の連携や協働を推進することにあります。

また、地域学校協働活動は、地域住民や学生、

保護者など幅広い方々の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域がパートナーとして連携や協働して行う様々な活動のことです。

例えば、放課後子ども教室や地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等の参画などがあります。

金岡委員 取組について少し教えてもらいましたけれども、予算措置も含めてもう少し教えてもらってもよろしいでしょうか。

生涯学習課長 地域学校協働活動の取組の1つである放課後子ども教室として、富山市では子どもかがやき教室を実施しております。

小学校や市立公民館などを活用して、放課後や学校休業日の子どもの安全・安心な居場所を確保し、地域ぐるみで子どもを育む環境を整備することを目的としております。

今年度は市内43地域で実施しており、予算額は1,000万円余りとなっております。

金岡委員 文部科学省の指針において、コミュニティスクールと地域学校協働活動は一体的に進めることが重要であるとされていますけれども、

今後の市教育委員会としての取組方針について教えてください。

生涯学習課長 コミュニティスクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、学校と地域の関係者が目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会での協議がその役割を果たしております。

その結果を踏まえ、幅広く地域住民等が参画することによって、教育活動や地域学校協働活動が充実し、活性化につながっていくものと考えられます。

富山市では、令和4年度時点で八尾中学校を除く全ての小・中学校にコミュニティスクールを導入しており、今後はこのコミュニティスクールと地域の連携について調査・研究を行っていきまるとともに、地域と一体となって子どもたちの教育環境を整えていきたいと考えております。

金岡委員 今後とも、八尾中学校も含めてその取組を進めていていただきたいと思います。

もう1点お伺いします。大雨被害の復旧について、小学校の復旧の話が先ほどありましたけれども、速星公民館も雨漏り等があったと報告されましたが、現状はどのようになっていますか。

いるのか教えてください。

生涯学習課長 本年8月20日の大雨被害により、速星公民館の天窓から雨漏りが発生しております。原因は、経年により天窓周辺のコーティング材が劣化し、そこから雨が侵入したものと考えております。現在は補修業務の発注に係る事務手続を進めているところでありまして、今月中には入札準備が整う予定となっております。

金岡委員 先般の台風の際にも雨漏りをしたと報告を受けていますので、早急に復旧していただきたいと思います。よろしくお願いします。

赤星委員 関連ですけれども、私の地元の堀川南公民館も台風で雨漏りの被害が出ました。2階部分と倉庫と聞いておりますが、状況を教えてくださいいただけますか。

生涯学習課長 申し訳ありませんが、堀川南公民館は地区センターと一体運営になっておりますので、修繕については市民生活部が所管となっております。

松尾委員 全国的にGIGAスクール構想が加速してい

る状況で、各自治体が本当に試行錯誤しながら、デジタル教科書、デジタル教材、プログラミング教育など、いろいろなことを考えながら進めていると思います。

教職員の多忙化の問題など、様々な問題や課題も抱えている中で、現状、本市としての方向性や取組がいま一つ聞こえてこないと正直思います。保護者の方々も期待をしている一方で、不安を抱えている状況かと思しますので、市教育委員会としての方向性をしっかり示すべきだと考えますが、今の現状をお聞かせください。

学校教育課長 現状ですが、現在市内の小・中学校におきまして、児童・生徒が端末で意見を入力することで多様な意見に触れて考えを深めたり、教職員が一人一人の意見を把握して、それに応じた助言を与えるなど、1人1台端末環境を効果的に利活用し、児童・生徒の主体性や情報活用能力の向上を目指した授業を行っており、まずは教職員や学校現場に研修を通して広めていっている段階です。

その効果として、新型コロナウイルス感染症の影響で学級閉鎖になった際、健康観察やオンライン授業ができるようになった学校、教職員が増えてきております。

これからも継続して、ふだんの授業や学習指導でも端末を活用し、効果的に推進していきたいと思っております。

委員がおっしゃったデジタル教科書ですけれども、指導者用として、小学校では国語、社会、算数、理科、英語の5教科で、中学校では、社会と英語の2教科で教職員が使えるように導入しております。

児童・生徒用に関しましては、今、国の実証事業を行っているところでありまして、全小・中学校で英語について導入しているところでは、

ほかの教科も実証事業として導入している学校が54校ありまして、各学校に教科を振り分けまして実証事業を行っています。その効果を国に報告し、国の動向を注視しながら、紙とデジタルそれぞれのよさを生かした学習指導の在り方を検討していきたいと考えているところです。

クラウド型の教材につきましては、各学校で導入を進めている段階です。

ほとんどの小学校でデジタル型の教材を導入しておりまして、授業や家庭学習等で活用を進めているところです。

中学校でも検討を進めておりまして、授業や家庭学習でクラウド型の教材の活用が進んで

きている学校が何校か見られます。

プログラミング教育についてですが、学習指導要領が改訂されまして、令和２年度からプログラミング教育が小学校で必修化され、中学校においても進めることになりました。

本市ではそれに合わせまして、平成３０年度－２年前からプログラミング教育に関する研修会や、児童・生徒向けのプログラミングの教材等を購入し、教育センターが中心となり出前講座を各現場に派遣したりと、プログラミング教育を推進してきた経緯があります。

プログラミング教育を今後もずっと続けていかなければならないと感じております理由は、高校でも情報の授業が必修化され、大学入試の受験科目となったことです。まずは情報科目の内容等を中学校の技術科教職員に周知しなければならぬことから、その研修を進めております。

プログラミング教育の必要性や子どもたちへの教え方について現場に周知ができているのかということ、今はまだ過渡期であるかと考えております。まずは研修を実施しているところですが、教職員の中には得手不得手がある分野も見られますので、購入しましたプログラミング教材を活用した出前講座等を通して、効果を上げていきたいと考えています。研修

と出前講座の両輪で進めてまいりたいと思っております。

ただ、今の中学校教育においてプログラミング教育をどのくらい推進していけばいいのかということが現場にまだ周知されておらず、技術科教職員の意識を高めていくことが課題となっております。

今年度、来年度と、まず中学校の技術科教職員にプログラミング教育を推進するとともに、小学校でも併せて小・中・高とつながりのあるプログラミング教育を教職員に周知することから始め、それを家庭へとつなげていけるように、推進してまいりたいと考えております。

松尾委員

詳細にお話しただいて、ありがとうございました。

教職員の多忙化という課題もありますけれども、今、保護者も期待や不安を抱えている状況ですので、保護者の協力を得られるように声をかけ、何とか保護者を巻き込んでよりよい教育をつくり上げていく必要があると思っています。説明会などで教育委員会の考えを保護者に伝え、情報共有することも非常に重要だと思っておりますので、何とか頑張っていたいただければと思います。よろしく願いいたします。

す。

赤星委員

学校給食費について伺います。

物価高騰で、10月から何千品目も値上がりすると言われていています。

私、手元に生協の値上げしますという紙を持っているのですが、卵10個が21円から23円値上げ、豆腐1丁が13円値上げ、富山県産大豆油揚げが1枚22円値上げなどと書かれています。

学校給食費は、今年度は国の交付金を使って何とか値上げ分を抑えてもらったのですが、この値上げはますます大変な状況になると思います。

ニュースで東京都港区の例が紹介されていましたが、おコメ代を公費で負担するなど、いろいろな工夫をして、保護者の負担を抑えるために頑張っておられるということなのですが、本市の来年度の見通しについてお聞かせいただけますか。

学校保健課長

給食の食材については、以前から申し上げておりますが、市の学校給食会で取りまとめていただいております。学校給食会によりますと、ほとんどの食材が学期ごとや1年単位で契約されているそうです。

最近では、魚類について年間契約ではありますが少し値上げをしてほしいという要望があると聞いております。

今年度につきましては、本年4月に値上げしました給食費の範囲内で現在予定している献立を提供できるように取り組んでおります。今後、食材費がどのくらい値上がりするのかは予想できませんが、今の感覚でしたら、来年度も今と同じ給食費で対応できると思っております。

赤星委員  少し安心できました。食材費がもっと値上がりした場合には、いろいろ工夫をしていただいて、保護者の負担が増えないようにしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

学校保健課長  できる限り保護者負担は増えないように進めてまいりたいと考えております。

赤星委員  次に学校再編計画についてですけれども、対象の各地域で、あれだけわーっと地域説明会が実施されたのに、その後何も連絡がなく、もやもやと不安だけが渦巻いているとお聞きしておりますが、いつ頃どのように動かれるのか、今後のスケジュールをお聞かせいただ

けますでしょうか。

学校再編推進課長

今、赤星委員がおっしゃったことは、本年4月、5月に13地区で地域説明会を実施した後の動きだと思います。

再編対象校が小学校25校、中学校2校一地区では25地区になるのですが、そのうち23地区については、現在までに個別に自治振興会会長などと今後の進め方を話し合うための面談が進んでおります。

それぞれの地域で、この後の進め方や希望されることが異なっておりまして、引き続き校区単位、もう少し小さい単位で説明会をしてほしいという要望があった地域や、いきなり説明会をしても前回と変わらないので、まずは地区の代表の方々と意見交換を行い、煮詰まった段階で校区の地域説明会を行ってほしいなど、様々な御意見が出てきております。

引き続き各地域ごとの要望に沿った形で進めていきたいと思っております。

あと2地区だけ、地区の役員の方々との日程調整が合わず実施できていないのですが、23地区については既に実施しています。

その後の校区の説明会も、実は来月ぐらいから始める予定の地域もあります。

赤星委員            どういった方法で誰を対象に行うのかは、地区ごとの希望ですので、方法も異なるとは思いますが、やはり住民の皆さんの意見をよく聞いていただきたいと思います。

高田委員            G7サミットにおいて、教育大臣会合が富山県で開催されることが決まりました。今回は富山県と石川県の共同開催となりますが、教育委員会として何か思いがあればお聞きしたいと思います。

教育委員会事務局長    G7サミットという国際会議の頂点のような会議について、今の段階で、私の立場でお答えしてもいいのか一瞬戸惑ったところではありますが、御案内のとおり、報道でも富山県と石川県での共同開催ということが報じられ、富山県の代表者として新田知事が、富山県から世界にいろいろなことが発信されるいい機会であり、今現在を生きる子どもたちがそれぞれの立場で関わることで、誇りと自信につながるだろうという趣旨のコメントをされたと思います。

私としてもそういうことだろうと思います。しかしながら、先週—9月16日に発表されたので、正直なところ、現時点では市教育委員会が担う役割はまだ定まっていない状況で

ございます。来年の5月の開催に向けて、市教育委員会にもいろいろな役割が割り振られましたら、市教育委員会としましては、先ほどの知事のお言葉をお借りしますが、子どもたちの誇りと自信につながることで、私どもに求められる役割を万全を期して果たしてまいりたいと思っています。

高田委員 決して受け身ではなく、今まで富山市教育委員会が取り組んできたことや子どもたちの力が発揮できるように、いろいろな組織の中で積極的にしっかりと発言して欲しいと思いますので、よろしく願いいたします。

赤星委員 中学校の制服について、女子生徒の制服はスカートでもスラックスでもいい学校が増えていると思うのですけれども、どうなっているのでしょうか。

教育委員会事務局次長 令和4年6月の本委員会でも御質問いただいた際は、十分に確認ができておりませんでした。その後すぐに確認しまして、市内25校全ての中学校で対応しております。

副委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会教育委員会所管分を終了いたします。

午後 3時53分 休憩

~~~~~

午後 4時34分 再開

副委員長 総務文教委員会財務部所管分に入ります。
本委員会に付託されました議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

赤星委員 国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですけれども、今年度は富山市分として全体で幾ら交付され、これまで幾ら充当したのか教えてください。

財政課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金一略してコロナ交付金と申し上げますが、コロナ交付金につきましては、令和4年9月定例会の開会時点では、まだ交付決定されておりませんが、今年度の限度額の見込みにつきましては33億4,000万円余りでございます。当初予算や今回の9月補正予算も含めまして、これまで32億9,000万円余りを予算計上しておりまして、限度額の残りは4,000万円余りでございます。

ただ、最近ニュースで報道もされましたが、本年9月20日に閣議決定されました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金—これは大きなコロナ交付金の枠の中にあるものですが—こちらは本市には8億5,000万円余り交付予定であるため、先ほどの4,000万円と合わせまして、8億9,000万円余りを今後の補正予算等で活用してまいりたいと考えております。

村石委員 公用車について、ガソリン車から電気自動車等に替えたほうが、エネルギー—いわゆるガソリン代などが少なくなると思うのですけれども、順次、電気自動車等に替えているのでしょうか。

管財課長 公用車につきましては、昔はほぼ市が所有する形でした。その後、少しずつリース車に替えているのですが、電気自動車はリース車として数多く導入されていない状況です。環境部の施策との関係もありますが、エネルギー面や公用車の耐用年数等を考慮した上で、どのように対応していくのか、今後検討してまいりたいと思っております。

赤星委員 先ほど財政課長が答弁されました、本年9月

20日閣議決定された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の8億5,000万円余りについてですが、これは、電力・ガスなどの価格高騰対策にしか使えないのか、それともほかの新型コロナウイルス感染症対策にも使えるのか、どうなのでしょう。

財政課長

今回の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金につきましては、国から推奨事業メニューが提示されています。8項目ございますが、あくまでも電力・ガス・食料品等価格高騰に重点を置いたものです。生活者支援と事業者支援に分かれておりまして、生活者支援はエネルギーや食料品の物価高騰に伴う低所得者や子育て世帯の支援、省エネ家電等への買換え促進による生活者支援などがございます。

一方、事業者支援は、医療・介護・保育施設、公衆浴場に対する物価高騰対策支援、農林水産業における物価高騰対策支援などがあります。

今まで本市において実施してきたものも多いですが、そういった推奨事業メニューを提示した上で、この推奨事業メニューよりもさらに効果があると考えるものについては申請可能とされており、まずはその推奨事業メニュ

ーがあることが特徴でございます。

赤星委員　もう今定例会も終盤で、何に使うのかと一般質問ができない状況ではありますが、今の時点で考えは何かあるのですか。

財政課長　何分、一昨日の9月20日に閣議決定されたものでございまして、これが12月補正予算となるのかは分かりませんが、ただ、この件は各部局にしっかり考えていただきたいと思っておりますので、閣議決定された直後に、各部局に通知し、お願いしております。

副委員長　ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、財務部所管分を終了いたします。

これで、9月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、私に御一任願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長　それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和4年9月定例会の総務文

教委員会を閉会いたします。

令和4年9月定例会
総務文教委員会記録署名

副委員長 田 辺 裕 三

署名委員 高 田 重 信

署名委員 赤 星 ゆかり